

岩手県告示第584号

野田村と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更した。

平成23年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

附則第1項中「施行する」を「施行し、同年3月12日から適用する」に改める。